

令和 6 年（2024 年）第 6 回定例会

枚方市教育委員会会議録

令和 6 年（2024 年）6 月 27 日

枚 方 市 教 育 委 員 会

令和 6 年（2024年）第 6 回 枚方市教育委員会 定 例 会 議 案 書

案 件 名		
日程 1	報告第27号	臨時代理事項の報告について (1) 学校運営協議会委員の解嘱について①
日程 2	報告第28号	臨時代理事項の報告について (1) 学校運営協議会委員の解嘱について②
日程 3	報告第29号	臨時代理事項の報告について (1) 学校運営協議会委員の委嘱について
日程 4	報告第30号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項（枚方市立図書館条例の一部改正について）の意思決定について
日程 5	報告第31号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の併任について
日程 6	報告第32号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項（財産（教科書及び指導書）の取得について）の意思決定について
日程 7	議案第 7 号	児童の放課後対策審議会委員の解嘱及び委嘱について
日程 8	議案第 8 号	枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について
日程 9	議案第 9 号	枚方市教育委員会事務局におけるグループ制による事務処理に関する規程の廃止について

○開催日時 令和 6 年（2024年） 6 月27日 午前10時00分から
○開催場所 輝きプラザきらら 3 階 教育委員会室

報告第27号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)6月27日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第9号 学校運営協議会委員の解嘱について①

臨時代理第 9 号

学校運営協議会委員の解嘱について①

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 6 年（2024 年） 5 月 10 日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

(1) 委員の解嘱

解嘱委員

伊牟田 洋子 委員（枚方市立桜丘北小学校）

解嘱日

令和6年（2024年）5月10日

解嘱理由

辞任の申し出があったため

報告第28号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)6月27日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第10号 学校運営協議会委員の解嘱について②

臨時代理第10号

学校運営協議会委員の解嘱について②

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）5月15日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

(1) 委員の解嘱

解嘱委員

中川 拓哉 委員（枚方市立交北小学校）

解嘱日

令和6年（2024年）5月15日

解嘱理由

辞任の申し出があったため

報告第29号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)6月27日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第11号 学校運営協議会委員の委嘱について

臨時代理第11号

学校運営協議会委員の委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）5月16日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

(1) 委員の委嘱

委嘱委員

- ①長谷川 通子 氏 (枚方市立桜丘小学校)
- ②安原 美緒 氏 (枚方市立交北小学校)
- ③田代 志保 氏 (枚方市立交北小学校)
- ④入江 秀光 氏 (枚方市立桜丘北小学校)

委員の任期

令和6年(2024年)5月16日から
令和7年(2025年)3月31日まで

委嘱理由

- ①枚方市立桜丘小学校校長から推薦があったため
- ②交北小学校PTAから推薦があったため
- ③校区コミュニティ協議会から推薦があったため
- ④校区コミュニティ協議会から推薦があったため

2. 参考資料

次ページ「学校運営協議会委員名簿」のとおり

学校運営協議会委員名簿

※任期：令和6年（2024年）5月16日～令和7年（2025年）3月31日

桜丘小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	三瀬 吉彦 (みせ よしひこ)	村野地区 区長代理	地域住民	6 期目
2	浜 直也 (はま なおや)	P T A会長	保護者	2 期目
3	渡邊 美智代 (わたなべ みちよ)	主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	2 期目
4	長谷川 通子 (はせがわ みちこ)	スポーツ推進委員	学校の運営に資する活動を行う者	6 期目

交北小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	内海 高広 (うつみ たかひろ)	枚方・交野地区保護司	地域住民	3 期目
2	藤田 佳久 (ふじた よしひさ)	梅花女子大学教授心理こども学部教授	学校の運営に資する活動を行う者	4 期目
3	安原 美緒 (やすはら みお)	PTA副会長	保護者	1 期目
4	田代 志保 (たしろ しほ)	山田中学校区青少年育成地域協議会会長	地域住民	1 期目

桜丘北小学校学校運営協議会

	氏 名	所属、役職等	分 野	摘 要
1	入江 秀光 (いりえ ひでみつ)	スポーツ推進委員 副委員長	地域住民	1 期目
2	栗村 由美子 (くりむら ゆみこ)	P T A会長	保護者	1 期目
3	横山 亜津子 (よこやま あつこ)	主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	6 期目
4	塚田 亜由美 (つかだ あゆみ)	民生児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	2 期目

報告第30号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)6月27日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第12号 議会の議決事項（枚方市立図書館条例の一部改正について）
の意思決定について

臨時代理第12号

議会の議決事項（枚方市立図書館条例の一部改正について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）6月6日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

枚方市条例第 号

枚方市立図書館条例等の一部を改正する条例

(枚方市立図書館条例の一部改正)

第 1 条 枚方市立図書館条例（昭和48年枚方市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表枚方市立市駅前図書館の項中「枚方市岡東町 2 番地 4」を「枚方市岡東町19番 1 号」に改める。

[後略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

枚方市立図書館条例等の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）												
[枚方市立図書館条例関係] （名称及び位置） 第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>枚方市立市駅前図書館</td><td>枚方市岡東町19番1号</td></tr></table>	名 称	位 置			枚方市立市駅前図書館	枚方市岡東町19番1号	[枚方市立図書館条例関係] （名称及び位置） 第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>枚方市立市駅前図書館</td><td>枚方市岡東町2番地4</td></tr></table>	名 称	位 置			枚方市立市駅前図書館	枚方市岡東町2番地4
名 称	位 置												
枚方市立市駅前図書館	枚方市岡東町19番1号												
名 称	位 置												
枚方市立市駅前図書館	枚方市岡東町2番地4												

報告第31号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)6月27日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第13号 職員の併任について

臨時代理第13号

職員の併任について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年(2024年)6月14日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理事項

令和6年(2024年)6月14日付け併任

職 ・ 氏 名	所 属
事務職員 ・ 吉岡 潔朗	市民生活部 債権回収課長 併 学校教育部 放課後子ども課 主幹
事務職員 ・ 谷口 幹治	市民生活部 債権回収課 課長代理 併 学校教育部 放課後子ども課 課長代理
事務職員 ・ 永原 朋拓	市民生活部 債権回収課 主任 併 学校教育部 放課後子ども課 主任
事務職員 ・ 堀越 郁花	市民生活部 債権回収課 併 学校教育部 放課後子ども課

報告第32号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)6月27日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第14号 議会の議決事項（財産（教科書及び指導書）の取得について）の意思決定について

臨時代理第14号

議会の議決事項（財産（教科書及び指導書）の取得について）の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）6月17日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- (1) 取得物件 枚方市立小学校使用教科書及び指導書
合計 教科書 3, 6 6 5 冊 指導書 1, 9 5 0 冊
内訳
(その1) 教科書 2, 2 1 3 冊 指導書 1, 1 9 5 冊
(その2) 教科書 9 3 0 冊 指導書 5 0 6 冊
(その3) 教科書 5 2 2 冊 指導書 2 4 9 冊
- (2) 契約先 (その1) 枚方市岡本町6番1-103号
株式会社 野村呼文堂
代表取締役 野村 宜孝
(その2) 枚方市星丘2丁目3番25号
アイアイ書店
周防 太嘉子
(その3) 交野市倉治6丁目10番18号
岡澤商店
加地 順子
- (3) 取得金額 金 27, 091, 320円
内訳 (その1) 金16, 735, 271円
(その2) 金 7, 150, 603円

(その3) 金 3, 205, 446円

(4) 用 途 枚方市立小学校における授業実施及び教材研究等に使用

(5) 目 的 学習指導要領に則った教育課程を円滑に実施するため。

(6) 契約条項その他

契約内容に関しては、枚方市契約規則第38条に定める事項を記載した契約による。

教科書及び指導書の購入（その１）

施設別取得物件一覧

施 設 名	取 得 物 件	数 量
蹉跎小学校	教科書	67冊
	指導書等一式	40冊
香里小学校	教科書	116冊
	指導書等一式	55冊
開成小学校	教科書	70冊
	指導書等一式	42冊
五常小学校	教科書	90冊
	指導書等一式	47冊
春日小学校	教科書	81冊
	指導書等一式	44冊
山田小学校	教科書	44冊
	指導書等一式	33冊
明倫小学校	教科書	64冊
	指導書等一式	39冊
殿一小学校	教科書	64冊
	指導書等一式	39冊
樟葉小学校	教科書	113冊
	指導書等一式	54冊
山之上小学校	教科書	102冊
	指導書等一式	52冊
交北小学校	教科書	64冊
	指導書等一式	39冊
香陽小学校	教科書	64冊
	指導書等一式	39冊
招提小学校	教科書	67冊
	指導書等一式	40冊
小倉小学校	教科書	72冊
	指導書等一式	40冊
樟葉南小学校	教科書	73冊
	指導書等一式	42冊
磯島小学校	教科書	64冊
	指導書等一式	39冊
蹉跎西小学校	教科書	76冊
	指導書等一式	44冊
樟葉西小学校	教科書	67冊
	指導書等一式	40冊

施 設 名	取 得 物 件	数 量
西牧野小学校	教科書	64冊
	指導書等一式	39冊
蹉跎東小学校	教科書	70冊
	指導書等一式	41冊
樟葉北小学校	教科書	64冊
	指導書等一式	39冊
船橋小学校	教科書	81冊
	指導書等一式	44冊
山田東小学校	教科書	44冊
	指導書等一式	33冊
平野小学校	教科書	93冊
	指導書等一式	48冊
長尾小学校	教科書	64冊
	指導書等一式	39冊
東香里小学校	教科書	64冊
	指導書等一式	39冊
伊加賀小学校	教科書	85冊
	指導書等一式	47冊
禁野小学校	教科書	82冊
	指導書等一式	58冊
第一中学校	教科書	12冊
第二中学校	教科書	12冊
第三中学校	教科書	12冊
第四中学校	教科書	12冊
枚方中学校	教科書	12冊
招提中学校	教科書	12冊
楠葉中学校	教科書	12冊
楠葉西中学校	教科書	12冊
山田中学校	教科書	12冊
渚西中学校	教科書	12冊
蹉跎中学校	教科書	12冊
招提北中学校	教科書	12冊
総計	教科書	2,213冊
	指導書等一式	1,195冊

教科書及び指導書の購入（その２）

施設別取得物件一覧

施 設 名	取 得 物 件	数 量
枚方小学校	教科書	107冊
	指導書等一式	52冊
枚二小学校	教科書	90冊
	指導書等一式	47冊
桜丘小学校	教科書	84冊
	指導書等一式	45冊
殿二小学校	教科書	90冊
	指導書等一式	47冊
牧野小学校	教科書	93冊
	指導書等一式	48冊
中宮小学校	教科書	82冊
	指導書等一式	46冊
田口山小学校	教科書	67冊
	指導書等一式	40冊
川越小学校	教科書	38冊
	指導書等一式	31冊
桜丘北小学校	教科書	76冊
	指導書等一式	55冊
藤阪小学校	教科書	67冊
	指導書等一式	40冊
西長尾小学校	教科書	64冊
	指導書等一式	39冊
中宮中学校	教科書	12冊
東香里中学校	教科書	12冊
桜丘中学校	教科書	12冊
長尾西中学校	教科書	12冊
教育委員会事務局	教科書	24冊
	指導書等一式	16冊
総計	教科書	930冊
	指導書等一式	506冊

教科書及び指導書の購入（その３）

施設別取得物件一覧

施 設 名	取 得 物 件	数 量
津田小学校	教科書	82冊
	指導書等一式	46冊
菅原小学校	教科書	84冊
	指導書等一式	45冊
氷室小学校	教科書	64冊
	指導書等一式	39冊
津田南小学校	教科書	113冊
	指導書等一式	54冊
菅原東小学校	教科書	143冊
	指導書等一式	65冊
津田中学校	教科書	12冊
長尾中学校	教科書	12冊
杉中学校	教科書	12冊
総計	教科書	522冊
	指導書等一式	249冊

議案第 7 号

児童の放課後対策審議会委員の解嘱及び委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 2 条第 1 項第 9 号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和 6 年（2024 年） 6 月 27 日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 委員の解嘱

解嘱委員	栗村 由美子 委員
解嘱日	令和6年(2024年)6月28日
解嘱理由	辞任の申し出があったため

2. 委員の委嘱

委嘱委員	青島 弘 氏
委員の任期	令和6年(2024年)7月10日から 令和7年(2025年)9月12日まで
委嘱理由	枚方市PTA協議会より新たに推薦があった委員を委嘱するもの

3. 参考資料

次ページ「第4期 児童の放課後対策審議会 委員名簿」のとおり

第4期 児童の放課後対策審議会 委員名簿

※任期: 令和5年(2023年)9月13日～令和7年(2025年)9月12日

	氏 名	所 属	分 野	摘 要
1	会長 大西 雅裕 (おおにし まさひろ)	神戸女子大学文学部 教育学科教授	児童家庭福祉 (学識経験を有する者)	4期目
2	副会長 後閑 容子 (ごかん ようこ)	摂南大学 名誉教授	社会教育 (学識経験を有する者)	4期目
3	委員 青島 弘 (あおしま ひろし)	枚方市PTA協議会	社会教育 (関係団体を代表する者)	1期目
4	委員 伊勢 正子 (いせ まさこ)	枚方子どもいきいき広場	社会教育 (専門的知識を有する者)	2期目
5	委員 植田 暁美 (うえた あけみ)	枚方市幼稚園長会	学校教育 (関係団体を代表する者)	1期目
6	委員 妹尾 忍 (せのお しのぶ)	枚方市民生委員児童委員協議会 (主任児童委員連絡会)	児童家庭福祉 (関係団体を代表する者)	2期目
7	委員 代田 盛一郎 (だいた せいいちろう)	大阪健康福祉短期大学教授	社会教育 (学識経験を有する者)	4期目
8	委員 薦田 夏 (つただ なつ)	NPO法人関西こども文化協会	児童家庭福祉 (専門的知識を有する者)	4期目
9	委員 中口 武 (なかぐち たけし)	枚方市コミュニティ連絡協議会	地域コミュニティ (市民団体を代表する者)	4期目
10	委員 牧野 好秀 (まきの よしひで)	枚方市小学校長会	学校教育 (関係団体を代表する者)	1期目
11	委員 大和 美穂 (やまと みほ)	枚方市留守家庭児童会室 保護者会	児童家庭福祉 (関係団体を代表する者)	1期目

(注)50音順に表記しています。

※3については、6月27日の教育委員会定例会で議決予定。

議案第 8 号

枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 2 条第 1 項第 10 号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和 6 年(2024年) 6 月 27 日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 内容

次ページのとおり

枚方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市立図書館条例施行規則（平成23年枚方市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

- 第9条第2項中「は、」の次に「所定の」を加え、「（様式第1号）」を削り、同条第4項中「行い、」の次に「所定の」を加え、「（様式第2号）」を削り、同条に次の3項を加える。
- 5 前項の貸出申込書の提出が枚方市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和2年枚方市条例第56号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われたときは、前項の規定による貸出カードの交付に代えて、その者が使用する通信機器端末の映像面にその者を識別するためのコードとして教育長が指定したもの（以下「利用者コード」という。）が表示されるようにするための措置を講じるものとする。
- 6 前項の規定による措置により映像面に表示される利用者コードは、貸出カードとみなして次条、第11条第2項及び第12条の規定を適用する。この場合において、第11条第2項の規定中「紛失し、又は貸与した」とあるのは、「貸与した」とする。
- 7 第5項の規定による措置は、個人登録を受けた者のうち同項に規定する者以外のものであって、教育長又は指定管理者に対し、当該措置を求める旨の申込みをしたものに対しても講じることができる。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	貸出カード	貸出カード及び利用者コード
第11条第2項	又は	又は貸出カード若しくは利用者コードを
第12条	貸出カード	貸出カード又は利用者コード

第14条中「合計3点」を「6点」に改める。

第15条第2項第1号イ中「2月」を「60日」に改める。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（様式）

第19条 この規則で使用する貸出申込書等の様式は、教育長が別に定める。

様式第1号及び様式第2号を削る。

別表第2市駅前サービススポットの項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和6年9月9日から施行する。

(参考資料)

枚方市立図書館条例施行規則の一部改正

新（改正後）	旧（現行）
（個人登録） 第9条　〔略〕 2　個人登録を受けようとする者は、<u>所定の</u>貸出申込書を教育長又は指定管理者に提出しなければならない。 3　〔略〕 4　教育長又は指定管理者は、貸出申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、個人登録を行い、<u>所定の</u>貸出カードを交付するものとする。 5　前項の貸出申込書の提出が枚方市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和2年枚方市条例第56号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われたときは、前項の規定による貸出カードの交付に代えて、その者が使用する通信機器端末の映像面にその者を識別するためのコードとして教育長が指定したもの（以下「利用者コード」という。）が表示されるようにするための措置を講じるものとする。 6　前項の規定による措置により映像面に表示される利用者コードは、貸出カードとみなして次条、第11条第2項及び第12条の規定を適用する。この場合において、第11条第2項の規定中「紛失し、又は貸与した」とあるのは、「貸与した」とする。	（個人登録） 第9条　〔略〕 2　個人登録を受けようとする者は、貸出申込書<u>（様式第1号）</u>を教育長又は指定管理者に提出しなければならない。 3　〔略〕 4　教育長又は指定管理者は、貸出申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、個人登録を行い、貸出カード<u>（様式第2号）</u>を交付するものとする。

新（改正後）	旧（現行）									
<u>7 第5項の規定による措置は、個人登録を受けた者のうち同項に規定する者以外のものであって、教育長又は指定管理者に対し、当該措置を求める旨の申込みをしたものに対しても講じることができる。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> <table><tr><td>第10条</td><td>貸出カード</td><td>貸出カード及び利用者コード</td></tr><tr><td>第11条第2項</td><td>又は</td><td>又は貸出カード若しくは利用者コードを</td></tr><tr><td>第12条</td><td>貸出カード</td><td>貸出カード又は利用者コード</td></tr></table> （個人への貸出しの数量） 第14条 個人に貸出しを行う図書館資料の数量は、1人につき12点を限度とし、このうちCD等の数量は、<u>6点</u>を限度とする。 （貸出期間） 第15条 [略] 2 貸出期間の延長は、次の各号に掲げる図書館資料の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。 (1) CD等以外 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。	第10条	貸出カード	貸出カード及び利用者コード	第11条第2項	又は	又は貸出カード若しくは利用者コードを	第12条	貸出カード	貸出カード又は利用者コード	（個人への貸出しの数量） 第14条 個人に貸出しを行う図書館資料の数量は、1人につき12点を限度とし、このうちCD等の数量は、<u>合計3点</u>を限度とする。 （貸出期間） 第15条 [略] 2 貸出期間の延長は、次の各号に掲げる図書館資料の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。 (1) CD等以外 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。
第10条	貸出カード	貸出カード及び利用者コード								
第11条第2項	又は	又は貸出カード若しくは利用者コードを								
第12条	貸出カード	貸出カード又は利用者コード								

新（改正後）	旧（現行）																																																																																			
イ ロ以外の場合 貸出しの日から<u>60日</u>を限度として、貸出期間の延長の申込みの日から2週間ごと ロ [略] (2) [略] 3 [略] <u>（様式）</u> 第19条 この規則で使用する貸出申込書等の様式は、教育長が別に定める。 （補則） 第20条 [略]	イ ロ以外の場合 貸出しの日から<u>2月</u>を限度として、貸出期間の延長の申込みの日から2週間ごと ロ [略] (2) [略] 3 [略] （補則） 第19条 [略] 様式第1号（第9条関係） <table><tr><td rowspan="5">貸 出 申 込</td><td>貸 かし</td><td colspan="2">変更・再発行(前回No.) 市外・広域 No.</td><td colspan="8"></td></tr><tr><td>出 だし</td><td colspan="2">ふりがな</td><td colspan="2"></td><td colspan="6">【受付】</td></tr><tr><td>申 せうし</td><td colspan="2">な まえ 名 前</td><td colspan="2"></td><td>歳</td><td colspan="2">【学年】</td><td>小</td><td>中</td><td>年</td></tr><tr><td>込 こみ</td><td>〒</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">市</td><td colspan="5" rowspan="2">健康保険証 免許証 学生証 マイナンバーカード 社員証 郵便物 その他</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">じゅうしょ 住 所</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td>でん わ 電 話</td><td colspan="2">自宅：</td><td colspan="2"></td><td colspan="5"></td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2">携帯：</td><td colspan="2"></td><td colspan="5"></td></tr><tr><td></td><td>れんらくさき</td><td colspan="2">勤務先・通学先・その他(帰省先・)</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">【入力】</td><td colspan="3">【確認】</td></tr></table>	貸 出 申 込	貸 かし	変更・再発行(前回No.) 市外・広域 No.										出 だし	ふりがな				【受付】						申 せうし	な まえ 名 前				歳	【学年】		小	中	年	込 こみ	〒			市		健康保険証 免許証 学生証 マイナンバーカード 社員証 郵便物 その他						じゅうしょ 住 所					でん わ 電 話	自宅：											携帯：										れんらくさき	勤務先・通学先・その他(帰省先・)				【入力】		【確認】		
貸 出 申 込	貸 かし		変更・再発行(前回No.) 市外・広域 No.																																																																																	
	出 だし		ふりがな				【受付】																																																																													
	申 せうし		な まえ 名 前				歳	【学年】		小	中	年																																																																								
	込 こみ		〒			市		健康保険証 免許証 学生証 マイナンバーカード 社員証 郵便物 その他																																																																												
		じゅうしょ 住 所																																																																																		
	でん わ 電 話	自宅：																																																																																		
		携帯：																																																																																		
	れんらくさき	勤務先・通学先・その他(帰省先・)				【入力】		【確認】																																																																												

新（改正後）	旧（現行）															
	書 連絡先 しよざいち 所在地： 電話： ふと なか きにゆう 太わくの中を記入してください 枚方市立図書館 様式第2号（第9条関係） かし だし 貸 出 カ ー ド ひらかたしりつとしよかん 枚方市立図書館 なまえ															
別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氷 室 分 室</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置			氷 室 分 室	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氷 室 分 室</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>市駅前サービ</td> <td rowspan="2">枚方市岡東町12番3—502号</td> </tr> <tr> <td>ススポット</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置			氷 室 分 室	[略]	市駅前サービ	枚方市岡東町12番3—502号	ススポット
名 称	位 置															
氷 室 分 室	[略]															
名 称	位 置															
氷 室 分 室	[略]															
市駅前サービ	枚方市岡東町12番3—502号															
ススポット																

議案第9号

枚方市教育委員会事務局におけるグループ制による事務処理に関する規程の
廃止について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第10号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和6年(2024年)6月27日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会規程第 号

枚方市教育委員会事務局におけるグループ制による事務処理に関する規程を廃止する規程

枚方市教育委員会事務局におけるグループ制による事務処理に関する規程（平成30年枚方市教育委員会規程第4号）は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会の活動状況（令和6年5月25日～6月20日分）

日時		会議・行事等	場所	出席者
5月27日	月	目標設定面談（校長）	輝きプラザきらら	岩谷副教育長
5月28日	火	目標設定面談（校長）	輝きプラザきらら	岩谷副教育長
5月29日	水	目標設定面談（校長）	輝きプラザきらら	岩谷副教育長
5月30日	木	第5回教育委員会定例会・協議会	輝きプラザきらら	谷元職務代理者 近藤・中西・大中教育委員
5月31日	金	MOA美術館 枚方・交野児童作品展実行委員会委員との面談	輝きプラザきらら	岩谷副教育長
5月31日	金	目標設定面談（校長）	輝きプラザきらら	岩谷副教育長
6月3日	月	教育子育て委員協議会	枚方市役所	岩谷副教育長
6月3日	月	目標設定面談（校長）	輝きプラザきらら	岩谷副教育長
6月4日	火	令和6年度水泳指導研修	東和薬品RACTABドーム サブプール	中西教育委員
6月4日	火	目標設定面談（校長）	輝きプラザきらら	岩谷副教育長
6月4日	火	校長会	輝きプラザきらら	岩谷副教育長
6月5日	水	目標設定面談（校長）	輝きプラザきらら	岩谷副教育長
6月6日	木	任期付校長のとの面談	輝きプラザきらら	谷元職務代理者 近藤教育委員
6月7日	金	教育政策会議	輝きプラザきらら	谷元職務代理者 近藤・中西・大中教育委員

日時		会議・行事等	場所	出席者
6月7日	金	令和6年度第1回枚方市教育に関する事務の点検評価 員会議	輝きプラザきらら	谷元職務代理者 近藤・中西・大中教育委員
6月7日	金	「笑顔の学校プロジェクト」第1回取組交流・まなび の場	輝きプラザきらら	谷元職務代理者 大中教育委員・岩谷副教育長
6月10日	月	市駅前図書館視察	市駅前図書館	谷元職務代理者 近藤・中西・大中教育委員
6月11日	火	小中学校管理職選考	輝きプラザきらら	谷元職務代理者 近藤・中西・大中教育委員・岩谷副教育長
6月11日	火	令和6年度 授業の達人開講式	輝きプラザきらら	岩谷副教育長
6月12日	水	障害福祉サービス事業所視察	ショートステイみっきい（NPO 法人たゆらぎ）	岩谷副教育長
6月13日	木	教頭会	輝きプラザきらら	岩谷副教育長
6月17日	月	第23回枚方市小学校合同音楽会	枚方市総合文化芸術センター	中西教育委員
6月18日	火	第23回枚方市小学校合同音楽会	枚方市総合文化芸術センター	谷元職務代理者 近藤教育委員
6月18日	火	大阪府教育庁小中学校課長との面談	輝きプラザきらら	岩谷副教育長
6月19日	水	第23回枚方市小学校合同音楽会	枚方市総合文化芸術センター	大中教育委員
6月19日	水	第1回枚方市中中学校部活動の在り方懇話会	輝きプラザきらら	岩谷副教育長
6月20日	木	第23回枚方市小学校合同音楽会	枚方市総合文化芸術センター	中西・大中教育委員

令和6年第6回 枚方市教育委員会定例会 会議録						
開会	令和6年6月27日午前10時00分			閉会	令和6年6月27日午前10時40分	
休憩	なし					
日程	議案番号	案 件				結果
1	報告第27号	臨時代理事項の報告について (1) 学校運営協議会委員の解嘱について①				承認
2	報告第28号	臨時代理事項の報告について (1) 学校運営協議会委員の解嘱について②				承認
3	報告第29号	臨時代理事項の報告について (1) 学校運営協議会委員の委嘱について				承認
4	報告第30号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項（枚方市立図書館条例の一部改正について）の意思決定について				承認
5	議案第31号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の併任について				承認
6	議案第6号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項（財産（教科書及び指導書）の取得について）の意思決定について				承認
7	議案第7号	児童の放課後対策審議会委員の解嘱及び委嘱について				可決
8	議案第8号	枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について				可決
9	議案第9号	枚方市教育委員会事務局におけるグループ制による事務処理に関する規程の廃止について				可決
構成員	教 育 長 職 務 代 理 者	谷 元 紀 之		構成員	教 育 委 員	中 西 悠 子
	教 育 委 員	近 藤 孝			教 育 委 員	大 中 智 恵
説明員	副 教 育 長	岩 谷 誠		説明員	教 育 政 策 課 長	笠 井 二 朗
	総 合 教 育 部 長	今 市 将 和			中 央 図 書 館 長	亀 野 真 紀
	学 校 教 育 部 長	新 保 喜 和			放 課 後 子 ど も 課 長	交 久 瀬 有 里

	総合教育部次長	大西 佳則		教職員課長	高山 和子
	学校教育部次長	河田 典子		教育指導課長	吉川 茂樹
	学校教育部次長	井手内 太吾		学校支援課主幹 (教育支援専門官)	木村 聡
	学校教育部副参事 (学校総合支援担当)	中野 雅央	記録	教育政策課 課長代理	高松 健大
			傍聴の人数		2人

○谷元職務代理者 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 委員の出席状況についてご報告します。本日、委員4名が出席しております。
以上、報告を終わります。

○谷元職務代理者 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年第6回
枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規則第15条第2項の規定により、職務代理者において近藤委員を指名
いたします。

それでは、日程に入る前に、教育委員会の活動状況についてご報告します。

前回、定例会で報告した以降の委員の活動状況については、お手元の資料のとおりです。

今回は、私の方から6月7日に出席した「笑顔の学校プロジェクト」第1回取り組み交流・ま
なびの場について、また、中西委員から6月4日に行われた令和6年度水泳指導研修について、
大中委員から第23回枚方市小学校合同音楽会について、それぞれ報告いたします。

なお、岩谷副教育長より、校長の目標設定面談についても報告してもらいます。

それでは、私のほうから、6月7日金曜日、本市の働き方改革の取り組みである「笑顔の学校
プロジェクト」第1回取り組み交流と、まなびの場研修について参加しました。

今年度から、「笑顔の学校プロジェクト」が、全校規模の取り組みへと拡充したことから、各
校管理職1名と推進リーダー1名、総勢約120名がオンラインで参加していました。

研修では信州大学の荒井英治郎准教授と、北里大学病院の大石智医師から講義を受けました。

荒井准教授からは、「『生き生き×やりがい職場』の実現に向けた組織経営」についてのご講
義でした。印象的だったのは、「働き方改革はぜい肉を削ぎ落とし、筋肉をつけることに例える
ことができる」との言葉でした。組織を改善するためには、教職員の健康とやりがいを大切に、
例えの中のぜい肉とは何か、筋肉とは何かを皆で対話しながら見極め、働きやすい職場にしてい
く必要があると思いました。

また、大石医師からは、「今ある環境・資源の中で、教職員のメンタルヘルスのためにできること」をテーマに、「睡眠衛生の重要性について」や、「組織公正性を高めること」が、心理的安全性と同僚性の向上につながることにについて教えていただきました。

5月から開始された教員業務支援員の有効活用について、中学校区ごとのグループ交流にも参加しましたが、活気ある対話が見られ、各校が前向きに取り組んでいることがよく分かりました。

令和4年度の人事行政状況調査には、国全体として、教育職員の精神疾患による病気休職者数が増加しているという課題があり、本市においてもメンタルヘルス対策の取り組みは重要だと考えています。

昨年度、本市は、文科省のメンタルヘルス対策調査研究事業に採択され、事務局としては、今年度から教職員専属の臨床心理士や保健師の配置を行い、教職員の心身の健康保持の効果的な取り組みについて研究をスタートさせたと聞いています。

本市が学校の主体性を大切に進めてきた働き方改革の取り組みについては、お二人の講師の方からも大変良い評価をいただきました。各学校におかれましては、今回の研修での学びを年度当初に計画した取り組みに生かすことで、教職員が健康でやりがいを持って勤務できる組織づくりが進むことを期待しています。

以上です。

中西委員、お願いします。

○中西委員 6月4日に、枚方市の水泳研修に講師として参加してきました。昨年度は台風の影響で中止となり、2年ぶりの開催になりました。

民間委託が始まったものの、民間委託で水泳授業をしている先生方にも異動があること、まだまだ民間委託できているところのほうが少ない中で、どうすればうまく子どもたちに指導できるか、「泳ぐことも大事ですが、楽しく水の中で自分の思ったように体を動かすことが大事です」と先生方にいろんな動きをしてもらいました。参加して下さった先生方からも、積極的に質問をいただき、有意義な時間となりました。研修に来られた先生方が各校で共有していただきたいです。

今回の動画や指導法をまとめたものを、まなびポケットに載せてもらっていますので、ぜひご活用ください。

以上です。

○谷元職務代理者 はい、ありがとうございました。

大中委員、お願いします。

○大中委員 第23回枚方市小学校合同音楽会に出席してまいりました。私は6月19日の第5部、20日の第6部に出席させていただきました。

第5部には、3年生から6年生、第6部には2年生から4年生の児童が参加されていました。各部の開始前に、田口プランナーが子どもたちと一緒に発声練習を行いました。その場にいる全員で声を合わせて響かせることで、会場が一体になったような感じがいたしました。

各学校でそれぞれの良さがありましたが、参加する学年に合わせて、先生方が合唱を通して何を学ばせたいか、その目当てが伝わるものだったと思います。

特に印象に残ったものを挙げますと、6年生が参加された樟葉小学校では民族音楽に挑戦されていました。ピアノ伴奏なしで大変美しいハーモニーを響かせ、振付もきれいにそろって、太鼓の響きと合わせられており、さすが6年生だと感心いたしました。

また、5年生が参加された津田小学校では、高音を美しく発声しておられ、その美しさが生きる選曲をされていて、合唱としての完成度の高さを感じられるものでした。

発声の美しさでは、枚方第二小学校でも2年生とは思えないほどで、しっかりと練習を重ねられたことが感じられました。

山田小学校では、先生の指揮する手が上がると、集中力が高まるのが見てとれました。伴奏が始まると、頭や体が自然とリズムに乗って揺れ、生き生きとした表情で歌う姿に、こちら元気をもらいました。

合同音楽会の今回のテーマは「歌う喜び、聴く楽しさ、それぞれの可能性に挑戦する枚方市小学校合同音楽会」ということで、各学校、音楽の楽しさを体現している児童がたくさんおられたのが、大変うれしかったです。仲間と合唱する喜び、また、音楽を楽しむということを十分に学ばれたのではないのでしょうか。

昨年度から再開された、この合同音楽会が来年も続けられ、これからも児童が仲間と力を合わせて1曲をつくり上げるということを、ぜひ経験していただきたいと思いました。

以上です。

○谷元職務代理者 はい、ありがとうございました。

では岩谷副教育長、よろしくお願いします。

○岩谷副教育長 昨年度改定した枚方市小中学校教職員人事基本方針に示していますように、これからの時代の校長先生には、学校組織のリーダーとして、マネジメント力、アセスメント力、ファシリテーション力を求めています。

こうしたことを踏まえて、今年度の校長の目標設定面談では、4つの観点を示し、ペーパーレスで実施をしました。

4つの観点とは、「1、個別最適で協働的な学びによる資質能力の向上」、「2、個に応じた指導による、いじめ・不登校の対応、支援教育の充実」、「3、教職員のウェルビーイングを高める方策」、「4、その他、学校独自の課題とその解決策」です。

こうした観点を学校経営に関連づけながら、10枚以内のプレゼン資料を10分以内で説明する形を採りました。プレゼン資料を用いた面談は初めての試みでしたが、校長先生方からは、この資料を作成することで、自身のめざす学校像がより明確になった、職員にも今回のプレゼン資料を使って、今年度の経営方針を説明することができたことは大きな自信になった、という声があり、とても前向きに感じました。

また、面談をする側も、校長先生方がビジュアルな資料を用いて簡潔に説明されるので、校長先生方が何をめざし、具体的にどのような取り組みに着手しているのかがよく分かり、有意義な時間となりました。各校長先生が設定した目標の実現に向け、教育委員会事務局としましても、適切な指導・支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○谷元職務代理者 はい、ありがとうございました。

今、岩谷副教育長よりご報告がございました校長の目標設定面談ですが、私も全ての小学校、中学校の校長先生のプレゼン資料を拝見しました。

非常に質の高い内容が多くて、校長先生方の学校運営に対する熱意が感じられました。PTAや学校運営協議会等の場でも、このような内容でプレゼンされると、保護者や地域の方々も、校長がどういう学校をめざし、子どもたちをどのように育てる方針なのか具体的に分かるだろうなというふうに感じました。

何人かの校長先生に面談の感想を聞きますと、初めての取り組みでしたが、今年度の学校の目標や課題について、プレゼンで示しながら話すことができ、とてもよかったという感想でした。中には、年度当初に職員にもプレゼンをした内容でしたが、もう一度再確認し、気持ちを新たにすることができましたと話す校長先生もいました。

教育委員会事務局には、各学校の今年度の様々な取り組みの状況を各課で共有し、成果と課題を踏まえた伴走型の学校支援を引き続きよろしくお願いいたします。

教育委員会の活動報告については以上です。

それでは、日程1、報告第27号「(1) 学校運営協議会委員の解嘱について①」を議題とします。

なお、本件から日程3、報告第29号は、いずれも学校運営協議会委員の案件でございますので、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元職務代理者 それでは、報告第27号から第29号について、一括して説明を求めます。

新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま一括して上程いただきました報告第27号から第29号について、一括してご説明申し上げます。

これらの案件につきましては、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長職務代理者から事務委任を受けた副教育長が臨時代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

まず、報告第27号について、議案書の7ページの臨時代理第9号「学校運営協議会委員の解嘱について①」をご覧ください。

本件は教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和6年5月10日付で副教育長が臨時代理したものでございます。

議案書8ページをご覧ください。

「1、臨時代理の内容」としましては、このたび桜丘北小学校学校運営協議会委員の伊牟田洋子委員より、令和6年5月10日をもって辞任の申出がございましたので、解嘱するものでございます。

続きまして、報告第28号について、議案書の11ページの臨時代理第10号「学校運営協議会委員の解嘱について②」をご覧ください。

本件は教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和6年5月15日付で副教育長が臨時代理いたしましたものでございます。

議案書12ページをご覧ください。

「1、臨時代理の内容」としましては、このたび、交北小学校学校運営協議会委員の中川拓哉委員より令和6年5月15日をもって辞任の申出がございましたので、解嘱するものでございます。

続きまして、報告第29号について、議案書の15ページの臨時代理第11号「学校運営協議会の委嘱について」をご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和6年5月16日付で副教育長が臨時代理したものでございます。

議案書16ページをご覧ください。

「1、臨時代理の内容」としましては、「地域とともにある学校づくり」を推進するため、地域住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者の、各分野から選出されました方を、教育委員会の附属機関として設置した「学校運営協議会」の委員として委嘱するものでございます。

このたび、枚方市立桜丘小学校長から推薦を受けた長谷川通子氏、交北小学校PTAから推薦を受けた安原美緒氏、交北小学校区の校区コミュニティ協議会から推薦を受けた田代志保氏、桜丘小学校の校区コミュニティ協議会から推薦を受けた入江秀光氏を、それぞれの小学校の学校運営協議会委員として委嘱するものでございます。

なお、委嘱期間は令和6年5月16日から令和7年3月31日までの期間でございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第9号から第11号までの説明とさせていただきます。

以上、報告第20号から第29号「臨時代理事項の報告について」、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○谷元職務代理者 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第27号、第28号及び第29号について採決します。

本3件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元職務代理者 ご異議なしと認めます。よって本3件は承認することに決しました。

それでは日程4、報告第30号「臨時代理事項の報告について（1）議会の議決事項（枚方市立図書館条例の一部改正について）の意思決定について」を議題とします。

説明を求めます。今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま上程いただきました報告第30号「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。

議案書の18ページをご覧ください。

ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長職務代理者から事務委任を受けた副教育長が臨時代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により教育委員会にご報告し、ご承認

をお願いするものでございます。

19 ページをご覧ください。

報告はページ中ほどの「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

20 ページをご覧ください。

臨時代理第 12 号「議会の議決事項（枚方市立図書館条例の一部改正について）の意思決定について」、ご説明いたします。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 6 年 6 月 6 日付で教育長職務代理者から事務委任を受けた副教育長が臨時代理したものでございます。

改正内容につきましては、21 ページの枚方市立図書館条例等の一部を改正する条例の第 1 条をご覧ください。

令和 6 年 9 月 17 日にオープン予定の「ステーションヒル枚方」の行政サービスフロアに開設する枚方市立市駅前図書館につきまして、このたび、建物の住居表示が決定したことから、現行条例に記載されている地番を住居表示に改めるため、枚方市立図書館条例第 2 条の表の一部改正を行うものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

22 ページに参考資料といたしまして、新旧対照表をおつけしております。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第 12 号の説明とさせていただきます。

以上、報告第 30 号「臨時代理事項の報告について」、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○谷元職務代理者 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

近藤委員。

○近藤委員 本年 9 月 17 日にオープン予定の「ステーションヒル枚方」の、行政サービスフロアに開設する枚方市立市駅前図書館の建物の住居表示が今決定したという形ということですが、この新しい図書館の魅力というか、アピールポイントなどを教えてください。

○谷元職務代理者 亀野中央図書館長。

○亀野中央図書館長 市駅前図書館は、駅と直結した複合施設「ステーションヒル枚方」の 5 階に、枚方市立生涯学習交流センターとの複合施設としてオープンいたします。

規模は大きくございませんが、貸出は 20 万冊から 30 万冊と、分館並みの利用を見込んでいることから、枚方市立図書館の 8 つ目の分館として位置づけており、現在の市駅前サービススポットとは異なりまして、蔵書を持ち、雑誌、新聞も置くこととしております。

また、市駅前図書館には、本市では、ＩＣタグシステムの導入を柱といたしまして、読んだ本の履歴が電子データで閲覧できるシステムや、預金通帳形式の冊子に印字できる記録機の設置による読書履歴情報の提供サービスを実施いたします。

ＩＣタグシステムの一番の特徴といたしましては、複数のデータを同時に読み取ることができるという点になりまして、現在は蔵書の貸出において、図書に貼られている蔵書バーコードを職員が貸出窓口において、1 冊 1 冊、スキャナで読み取っている貸出処理を行っているところです

が、システムの導入後は、借りたい図書を利用者の方ご自身がまとめて自動貸出機の台の上に置き、貸出カードをかざせば自動的に貸出処理が完了することができるので、プライバシーへの配慮のほか、貸出手続がこれまで以上に早くなります。

このＩＣタグシステムの導入により、「待たない」貸出手続が実現するとともに、これまで貸出手続に要していた時間を、司書のスキルを生かした専門的なサービスの向上につなげることで、利用者の利便性の向上を図ることができると考えております。

また、市駅前図書館の敷地内ではございませんが、予約図書受け取りロッカーの設置を、京阪電車の枚方市駅の中央口と東口を結ぶ通路上に予定しておりまして、ロッカー横に設置する図書の返却ポストと合わせまして、24 時間利用可能となっておりますので、通勤や通学などの際にも便利にご利用いただければと考えております。

なお、市駅前図書館は、指定管理による管理運営を行うこととしておりまして、現在開館に向けた準備を始めていただいております。市といたしましては、同施設の 6 階に設置する「まるっとこどもセンター」との連携による、健診前の時間を利用したおはなし会の実施に加えまして、駅近で複合ビルの中にある図書館という立地を生かして、ビルに入居する商業施設などとの連携や、子どもの読書活動推進の関係では、おはなし会等のボランティアとの連携なども求めているところでございます。

○谷元職務代理者 近藤委員。

○近藤委員 ありがとうございます。大変よく分かりました。

1 日約 9 万人の通勤、通学を含む乗降者数の駅と直結した施設内に、様々な利用者サービスも工夫していただき、また枚方市駅内通路に受け取りロッカー返却ポストも予定ということで、今、お伺いしました。

ご利用される市民の方々には喜んでいただけるものと確信いたしました。同施設 6 階「まるっとこどもセンター」や入居の商業施設との連携など、期待を大きく持ちます。今後とも何卒よろしくをお願いします。

○谷元職務代理者 他に質疑はございませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから報告第 30 号について採決します。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元職務代理者 ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

それでは日程 5、報告第 31 号「臨時代理事項の報告について（１）職員の併任について」を議題とします。

説明を求めます。今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま上程いただきました報告第 31 号「臨時代理事項の報告について」、ご説明いたします。

議案書 23 ページをご覧ください。

ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長職務代理者から事務委任を受けた副教育長が臨時代理したもので、

教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書の24ページをご覧ください。

報告はページ中ほどに、臨時代理事項に記載のとおりでございます。

議案書25ページをご覧ください。

臨時第代理第13号「職員の併任について」、ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和6年6月14日付で、教育長職務代理者から事務委任を受けた副教育長が臨時代理したものでございます。

議案書26ページをご覧ください。

「1. 臨時代理の内容」でございますが、今回、教育委員会事務局職員に併任する市長部局の職員につきましては、表に記載のとおりでございます。

このたび、市民生活部債権回収課の職員が、留守家庭児童会室保育料の滞納分に係る債権回収業務を行うことができるようにするため、表に記載の職員を、令和6年6月14日付で学校教育部放課後子ども課職員に併任したものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第13号の説明とさせていただきます。

以上、報告第31号「臨時代理事項の報告について」、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○谷元職務代理者 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第31号について採決します。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元職務代理者 ご異議なしと認めます。よって本件は、承認することに決しました。

続きまして、日程6、報告第32号、「臨時代理事項の報告について（1）議会の議決事項（財産（教科書及び指導書）の取得について）の意思決定について」を議題とします。

説明を求めます。新保学校教育部部长。

○新保学校教育部部长 ただいま上程いただきました報告第32号「臨時代理事項の報告」について、ご説明申し上げます。

議案書の27ページをご覧ください。

報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務としまして、特に緊急を要するため、教育長職務代理者から事務委任を受けた副教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

28ページをご覧ください。

報告は、ページ中段に記載の「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

29ページをご覧ください。

臨時代理第14号「議会の議決事項（財産（教科書及び指導書）の取得について）の意思決定について」、説明をいたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和6年6月17日付で、副教育長が臨時代理したものでございます。

「1. 臨時代理の内容」としましては、議案書30ページでございますが、このたびの教科書及び指導書の取得につきましては、令和6年度から改訂しました小学校教科書について、後期販売分の教員等の教科書及び指導書を購入するものでございます。

当該書籍の購入につきましては、購入総額が2,000万円を超えることから、市議会の議決を要する契約議案となり、市議会において可決された後に、本契約を締結し、当該書籍を取得するものであります。

それでは財産取得の内容を説明いたします。

まず「1. 取得物件」につきましては、枚方市立小学校教科書及び指導書でございます、教科書3,665冊、指導書1,950冊であります。

この教科書、指導書の取得につきましては、取扱書店が受持ち学校含めて決められていることから、3つの書店とそれぞれ契約することにより取得することとなります。

従いまして、その1としまして、教科書2,213冊、指導書1,195冊、その2としまして、教科書930冊、指導書506冊、その3としまして、教科書522冊、指導書249冊をそれぞれの書店から取得するものであります。

次に「2. 契約先」につきましては、その1としまして、枚方市岡本町6番1-103号、株式会社野村呼文堂、代表取締役、野村宜孝。その2としまして枚方市星丘2丁目3番25号、アイアイ書店、周防太嘉子。その3としまして、交野市倉治6丁目10番18号、岡澤商店、加地順子でございます。

次に「3. 取得金額」につきましては、総額は2,709万1,320円であり、内訳としまして、その1が1,673万5,271円、その2が715万603円、その3が320万5,446円でございます。

次に31ページをご覧ください。

「4. 用途」及び「5. 目的」につきましては、学習指導要領に沿った教育課程を円滑に実施するために、枚方市立小学校における事業実施及び教材研究等に使用するものでございます。

次に「6. 契約条項その他」につきましては記載のとおりでございます。

32ページから34ページに参考資料といたしまして、書店ごとの施設別取得物件一覧を添付しておりますので、ご参照いただきますよう、よろしくお願いします。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第14号の説明とさせていただきます。

以上、報告第32号「臨時代理事項の報告について」、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○谷元職務代理者 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第32号を採決します。本件は、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元職務代理者 ご異議なしと認めます。よって本件は、承認することに決しました。

それでは日程7、議案第7号「児童の放課後対策審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題

とします。

説明を求めます。新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました、議案第7号「児童の放課後対策審議会委員の解嘱及び委嘱」につきまして、ご説明いたします。

議案書、35 ページをご覧ください。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第9号の規定により、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

36 ページをご覧ください。

本市では、児童の放課後に関する計画の策定、児童の放課後環境の整備など、児童の放課後対策の総合的な推進に関する事項についての調査審議を行うため、枚方市附属機関条例に基づき、学識経験を有する者、社会教育に関する専門的知識を有する者、児童福祉に関する専門的知識を有する者、市民団体または関係団体を代表する者の中から、児童の放課後対策審議委員を委嘱しております。

「1. 委員の解嘱」でございますが、枚方市PTA協議会から推薦いただいている栗村由美子委員から辞退したい旨の申出がございましたので、解嘱するものでございます。

「2. 委員の委嘱」でございますが、委嘱理由は枚方市PTA協議会より新たに推薦がありました青島弘氏を児童放課後対策審議会委員に委嘱するものでございます。

委嘱期間につきましては、枚方市附属機関条例第2条第2項に基づき、令和6年7月10日から令和7年9月12日まででございます。

「3. 参考資料」、委嘱委員につきましては、議案書37 ページに記載の「児童の放課後対策審議会委員名簿」のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第7号「児童の放課後対策審議会委員の解嘱及び委嘱について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○谷元職務代理者 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元職務代理者 ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決することに決しました。

それでは日程8、議案第8号「枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について」を議題とします。

説明を求めます。今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま上程いただきました議案第8号「枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について」、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の 38 ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 2 条第 1 項第 10 号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

39 ページには、今回改正いたします規則の改め文を、また 40 ページから 43 ページには参考資料として、新旧対照表をおつけしております。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表に沿ってご説明いたします。

40 ページをご覧ください。

第 9 条につきましては、令和 3 年度から実施しております電子申請による図書館の利用者登録、スマートフォン等の画面に表示される利用者コードによる貸出について、規則に反映させるため「貸出カード」としているところを、「貸出カード及び利用者コード」等とするなど、文言の整理を行うものでございます。

41 ページ、中ほどをご覧ください。

第 14 条につきましては現在試行的に実施しております DVD、CD など AV 資料の 6 点貸出について、試行期間に特に問題は生じなかったことから、規則上も 6 点とするものでございます。

41 ページ下段から 42 ページにかけましての第 15 条につきましては、現在貸出期間の限度を 2 月としているところ、どの月をまいでも同じ期間とするため、60 日とするものでございます。

第 19 条につきましては、電子申請による登録も実施していることから、様式を規則から削除し、教育長が別に定めるものとするものでございます。

43 ページをご覧ください。

別表第 2 につきましては、枚方市立市駅前図書館のオープンに伴い、市駅前サービススポットを令和 6 年 9 月 9 日に廃止することから、市駅前サービススポットを表から削除するものでございます。

39 ページにお戻りください。

附則でございますが、本規則につきましては公布の日から施行するものでございます。

ただし、別表第 2 の改正規程につきましては、市駅前サービススポットを廃止する令和 6 年 9 月 9 日から施行するものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、議案第 8 号「枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について」、提案理由のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○谷元職務代理者 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

近藤委員。

○近藤委員 今、ご説明いただきましてありがとうございました。

枚方市立図書館条例施行規則の一部改正ポイント及び市民サービス向上について、ご説明をお願いいたします。

○谷元職務代理者 亀野中央図書館長。

○亀野中央図書館長 規則改正のポイントですが、第 9 条につきましては、コロナ禍以降、来館しなくても自宅のパソコンやスマートフォンから電子申請により図書館の利用者登録を簡単に行う

ことができるスマート登録を実施してきたことや、貸出カードを持ち歩かなくてもスマートフォン等の画面に利用者のバーコードを簡単に表示させることにより、貸出サービスを受けることができるスマート貸出サービスを令和3年度から実施し、市民の利便性向上を図ってきたことから、規則に反映するために文言整理を行うものです。

第14条につきましては、これまでDVD、CDなどAV資料の貸出点数を3点までとしておりましたが、この間、市民からの要望もございまして、試行的に倍の6点まで貸出を実施してまいりました。DVDの所蔵タイトル数も増えてきたことから、試行期間に特に問題も生じなかったことを受け、利用者サービス向上の観点から、正式に貸出点数を6点までとするものです。

第15条につきましては、現在、貸出の延長期間の限度を2月と表現しておりましたが、どの月をまたいでも同じ期間とするため60日という表記に改め、市民にも分かりやすい表現に改めたものでございます。

○谷元職務代理者 近藤委員。

○近藤委員 一部改正の内容、よく分かりました。ありがとうございます。

絶えず利用される市民の目線での利便性向上を、今後とも引き続きよろしく願いいたします。

○谷元職務代理者 他に質疑はございませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元職務代理者 ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決することに決しました。

それでは日程9、議案第9号「枚方市教育委員会事務局におけるグループ制による事務処理に関する規程の廃止について」を議題とします。

説明を求めます。今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま上程いただきました議案第9号「枚方市教育委員会事務局におけるグループ制による事務処理に関する規程の廃止について」、ご説明いたします。

議案書の44ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第10号の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。

議案書の45ページをご覧ください。

今回の規程の廃止は、令和6年度の機構改革を機に、本市の事務局における事務処理体制が、従来のグループ制から係制へと移行し、これに合わせて行われた事務決裁規程をはじめとする関係例規の改正によって、枚方市教育委員会事務局におけるグループ制による事務処理に関する規程が、空文化したことを受けて行うものでございます。

廃止規程の内容は、今ご覧の議案書に記載のとおりで、下段にある附則では、規程を公布の日から施行するものと定めております。

以上、簡単ではございますが、議案第9号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○谷元職務代理者 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元職務代理者 ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決することに決しました。

以上、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

これをもって令和6年第6回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

署名欄

(教育長職務代理者) 谷元 紀之

(教育委員) 近藤 孝
